

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工）<u>（標準型）</u></p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（<u>土工</u>）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（土工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>オ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>カ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>キ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 ※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等 （2）3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに</u></p>	<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（土工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。<u>起工</u>測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ウ TS 等光波方式を用いた起工測量 エ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 オ RTK—GNSS を用いた起工測量 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等 （2）3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。</p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改 正 後)	R7 (現 行)
<p><u>当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</u> <u>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交2通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 イ 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 ウ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 エ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3)による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施する。 <u>(出来形管理)</u> 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>オ TS等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>キ RTK-GNSSを用いた出来形管理</u> <u>ク 施工履歴データを用いた出来形管理</u> <u>ケ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> ※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」等（品質管理） 品質管理にあたっては、<u>受注者は、河川・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</u> なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p>	<p>ア 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 イ 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 ウ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 エ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3)による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施する<u>ことをいう</u>。出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 <u>(出来形管理)</u> 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ウ TS等光波方式を用いた出来形管理 エ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 オ RTK-GNSSを用いた出来形管理 カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等（品質管理） 品質管理にあたっては、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 <u>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、</u></p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(5) 3次元データの納品 (1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。 ただし、土工 1000m³ 未満、<u>作業土工 (床掘工)</u> を除く。 <u>(1) ICT 活用工事 (土工)</u> <u>ア 道路土工</u> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <u>イ 河川土工、砂防土工</u> ・掘削工 (河床等掘削含む) ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置) 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。また、各施工プロセスのうち3つ以上実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点する。</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条</p>	<p><u>施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。</u></p> <p>(5) 3次元データの納品 (1)(2)(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。 ただし、土工 1000m³ 未満、<u>小規模土工</u> を除く。 ICT 活用工事 (土工) <u>ア 土工</u> ・掘削 ・路体 (築堤) 盛土工 ・路床盛土 <u>イ 法面整形工</u> <u>ウ 河川維持工</u> ・機械土工 (河床等掘削) <u>エ 河川砂防工</u> ・土工 (掘削)</p> <p>(工事発注) 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>(ICT 活用工事実施の推進のための措置) 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。また、各施工プロセスのうち3つ以上実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて1点×0.4=0.4点を加点する。</p> <p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「<u>川崎市土木工事共通仕様書</u>」、「<u>川崎市土木工事施工管理基準</u>」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算) 第7条</p> <p>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 第2条1(4)のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。 また、第2条1(4)のア、イ、ウ、エ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算) 第7条</p> <p>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>必要額を適正に積み上げるものとする。</u></p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 第2条1(4)のア、イ、カ、キで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。 また、第2条1(4)のア、イ、カ、キ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(注意)</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u></p> <p><u>○ RTK:Real Time Kinematic (リアルタイムキネマティック)</u> <u>既知点と、移動局に GNSS のアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p><u>○ GNSS : Global Navigation Satellite System の略（全球測位衛星システム）</u></p> <p><u>○ 3次元マシンコントロール（MC）</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p><u>○ 3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p><u>○ TS : Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に測量できる機器。</u></p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する</p> <p><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工 1000m³ 未満）<u>（標準型）</u></p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（<u>土工 1000m³ 未満</u>）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）<u>3次元起工測量（選択）</u> 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>オ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>カ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>キ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 <u>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」等</u></p> <p>（2）3次元設計データ作成 発注図書と 3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。</p> <p>（3）ICT 建設機械による施工</p>	<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（土工 1000m³ 未満）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量（選択） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工（選択） （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）起工測量 起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。<u>起工</u>測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>オ</u> RTK—GNSS を用いた起工測量 <u>カ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>キ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 <u>ただし、作業量・現場状況等を考慮して、監督職員と協議のうえ、上記ア～キによらず従来手法による起工測量を実施しても ICT 活用工事とする。</u></p> <p>（2）3次元設計データ作成 発注図書と 3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。</p> <p>（3）ICT 建設機械による施工</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(2) で作成した 3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3) による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。 <u>(出来形管理)</u> 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ウ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>オ</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理 <u>カ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>キ</u> RTK—GNSS を用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ケ モバイル端末を用いた出来形管理 コ 地上写真測量を用いた出来形管理 <u>※河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」等</u> (品質管理) 品質管理にあたっては、<u>受注者は、河川・道路土工の品質管理（締固め度）</u>について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実</p>	<p>(2) で作成した 3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。</p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 <u>※ただし施工現場の環境条件により、ICT 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても、ICT 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 (3) による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理等を実施することをいう。出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 <u>(出来形管理)</u> 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 <u>オ</u> RTK—GNSS を用いた出来形管理 <u>カ</u> 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 <u>キ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ケ モバイル端末を用いた出来形管理 コ 地上写真測量を用いた出来形管理</p> <p>(品質管理) 品質管理にあたっては、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p>（5）3次元データの納品 （1）、（2）、（4）により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>（対象工事） 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）は、以下の工種を含む工事とする。 <u>ただし、作業土工（床掘工）を除く。</u></p> <p>（1）ICT 活用工事（土工） ア 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 イ 河川土工、砂防土工 ・掘削工（河床等掘削含む） ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>（工事発注） 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>（ICT 活用工事実施の推進のための措置） 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</p>	<p>しないものとする。</p> <p>なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い本施工で採用する締固め回数を設定すること。</p> <p><u>土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。</u></p> <p>（5）3次元データの納品 （1）（2）（4）により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</p> <p>（対象工事） 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事（土工 1000m³ 未満）は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>（1）ICT 活用工事 ア 土工 ・掘削 ・路体（築堤）盛土工 ・路床盛土 イ 法面整形工 ウ 河川維持工 ・機械土工（河床等掘削） エ 砂防工 ・土工（掘削）</p> <p>（工事発注） 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>（ICT 活用工事実施の推進のための措置） 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、<u>川崎市土木工事共通仕様書</u>、<u>「川崎市土木工事施工管理基準」</u>及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算) 第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 <u>第2条2(4)のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</u> <u>また、第2条1(4)のア、イ、ウ、エ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算) 第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 標記費用は計上しない。</p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(注意)</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p>○ <u>RTK:Real Time Kinematic（リアルタイムキネマティック）</u> <u>既知点と、移動局にGNSSのアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u></p> <p>○ <u>GNSS:Global Navigation Satellite Systemの略（全球測位衛星システム）</u></p> <p>○ <u>3次元マシンコントロール（MC）</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p>○ <u>3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p>○ <u>TS:Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に測量できる機器。</u></p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（作業土工（床掘工））<u>（標準型）</u></p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（<u>作業土工（床掘工）</u>）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）<u>3次元</u>起工測量（選択） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）該当なし（※※） （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）<u>3次元</u>起工測量（選択） 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した3次元データがある場合は積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、下記から選択して起工測量を実施しても可とする。測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ TS 等光波方式を用いた起工測量 カ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 キ RTK—GNSS を用いた起工測量 （2）3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うため3次元設計データを作成する。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。<u>位置・標高をリアルタイムに取得するに</u></p>	<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（作業土工（床掘工））</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）<u>従来手法による</u>起工測量（選択） （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）該当なし （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（作業土工（床掘工））の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）起工測量 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した3次元データがある場合は積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、下記から選択して起工測量を実施しても可とする。<u>起工</u>測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ TS 等光波方式を用いた起工測量 カ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 キ RTK—GNSS を用いた起工測量 （2）3次元設計データ作成 発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うため3次元設計データを作成する。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて次に掲げるいずれかの ICT 建設機械による施工を実施する。</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 （4）3次元出来形管理等の施工管理 基本的に作業土工であるため該当なし。</p> <p><u>※※ただし、作成した3次元設計データと床付け等の計測値の確認を行うものとする。</u></p> <p>（5）3次元データの納品 （2）で作成した3次元設計データを工事完成書類として電子納品することをいう。ただし、（1）において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。</p> <p>（対象工事） 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床堀工）を含む工事とする。 ・平均施工幅2m以上の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅1m未満の土砂の掘削等である床掘り <u>2 ICT付帯構造物設置工と合わせて実施すること。（単独では行わない。）</u></p> <p>（工事発注） 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>（ICT活用工事実施の推進のための措置） 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</p> <p>（ICT活用工事の導入における留意点）</p>	<p>ア 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 イ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 （4）3次元出来形管理等の施工管理 基本的に作業土工であるため該当なし。</p> <p>（5）3次元データの納品 （2）で作成した3次元設計データを工事完成書類として電子納品することをいう。ただし、（1）において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。</p> <p>（対象工事） 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床堀工）を含む工事とする。 ・平均施工幅2m以上の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅1m未満の土砂の掘削等である床掘り</p> <p>（工事発注） 第4条 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p>（ICT活用工事実施の推進のための措置） 第5条 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、<u>川崎市土木工事共通仕様書</u>、<u>「川崎市土木工事施工管理基準」</u>及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用出来形管理を実施しないため、標記経費は計上しない。</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(ICT 活用工事の導入における留意点)</p> <p>第6条 受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(工事費の清算)</p> <p>第7条 (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用出来形管理を実施しないため、標記経費は計上しない。</p> <p>(疑義について)</p> <p>第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(注意)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u> ○ <u>RTK:Real Time Kinematic (リアルタイムキネマティック)</u> <u>既知点と、移動局に GNSS のアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u> ○ <u>GNSS : Global Navigation Satellite System の略 (全球測位衛星システム)</u> ○ <u>3次元マシンコントロール (MC)</u>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p><u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p>○ <u>3次元マシンガイダンス（MG）</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p>○ <u>TS：Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせると同時に測量できる機器。</u></p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工）<u>（標準型）</u></p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（<u>舗装工</u>）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの<u>全ての</u>段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（舗装工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 <u>イ</u> 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 <u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 （2）3次元設計データ作成 発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げる ICT 建設機械による敷均しの施工を実施する。 <u>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</u> <u>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和</u></p>	<p>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工）</p> <p>（趣旨） 第1条 本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。 （1）3次元起工測量 （2）3次元設計データ作成 （3）ICT 建設機械による施工 <u>（選択）</u> （4）3次元出来形管理等の施工管理 （5）3次元データの納品</p> <p>2 ICT 活用工事（舗装工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）3次元起工測量 起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。<u>起工</u>測量にあたっては、面計測を実施する。 ア 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 <u>イ</u> TS 等光波方式を用いた起工測量 <u>ウ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 <u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 （2）3次元設計データ作成 発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。 （3）ICT 建設機械による施工 （2）で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げる ICT 建設機械による敷均しの施工を実施する。</p>

川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改 正 後)	R7 (現 行)
<p><u>7年3月31日 国土交通省告示第240号) 付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p>ア 3次元マシンコントロールモーターグレーダ</p> <p><u>ただし</u>、現場条件により、ICT 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p><u>また、路盤工を実施しない場合でも、ICT 活用工事とする。</u></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 ICT 建設機械により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施することをいう。</p> <p><u>(出来形管理)</u> 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>ア 地上レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p><u>イ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p><u>ウ</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理</p> <p><u>エ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p><u>(1)(2)(4)により作成した</u> 3次元施工管理データを工事完成書類として納品する。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>ICT 活用工事（舗装工） 「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」「一般土木工事」を原則とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>	<p>ア 3次元マシンコントロールモーターグレーダ</p> <p><u>但し</u>、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 ICT 建設機械により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施することをいう。出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p><u>(出来形管理)</u> 次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>ア 地上レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p><u>イ</u> TS 等光波方式を用いた出来形管理</p> <p><u>ウ</u> TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</p> <p><u>エ</u> 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p>(4)による3次元出来形管理等の3次元施工管理データを工事完成書類として納品する<u>ことをいう</u>。</p> <p>(対象工事) 第3条 本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。</p> <p>ICT 活用工事（舗装工） 「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」「一般土木工事」を原則とする。ただし、<u>従来施工において、舗装工</u>の土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)			R7 (現行)		
【ICT活用工事（舗装工）の対象工種種別】			【ICT活用工事（舗装工）の対象工種種別】		
工事区分	工種	種別	工事区分	工種	種別
・舗装	舗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工 	・舗装	舗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工
・水門			・築堤・護岸		
・堤防護岸	付帯道路工		・堤防護岸		
・砂防護岸			・砂防護岸		

(工事発注)
第4条
本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT活用工事実施の推進のための措置)
第5条
発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加算するものとする。

(ICT活用工事の導入における留意点)
第6条
受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、川崎市土木工事共通仕様書、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事費の清算)
第7条
(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮

(工事発注)
第4条
本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT活用工事実施の推進のための措置)
第5条
発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加算するものとする。

(ICT活用工事の導入における留意点)
第6条
受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事費の清算)
第7条
(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p>設費の技術管理費に計上するものとし、<u>受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u></p> <p><u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 第2条 2 (4) のア、<u>イ</u>で面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</p> <p>また、第2条1 (4) のア、<u>イ</u>以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>設費の 技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 第2条 1 (4) のア、<u>エ</u>で面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</p> <p>また、第2条1 (4) のア、<u>エ</u>以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>(疑義について) 第8条 本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</p> <p><u>(注意)</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technology の略「情報通信技術」</u></p> <p><u>○ RTK:Real Time Kinematic (リアルタイムキネマティック)</u> <u>既知点と、移動局に GNSS のアンテナを設置し、既知点から移動局への基線ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。</u></p> <p><u>○ GNSS : Global Navigation Satellite System の略 (全球測位衛星システム)</u></p> <p><u>○ 3次元マシンコントロール (MC)</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p><u>○ 3次元マシンガイダンス (MG)</u> <u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	<p><u>○ TS：Total Station（トータルステーション）</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に</u> <u>測量できる機器。</u></p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改 正 後)	R7 (現 行)
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン（舗装工(修繕工)）</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>本試行ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（舗装工(修繕工)）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（舗装工(修繕工)）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。起工測量にあたっては、面計測を実施する。</u></p> <p><u>ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>イ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>ウ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u></p> <p><u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>発注図書と 3次元起工測量で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(2) で作成した 3次元設計データを用いて、次に掲げるいずれかの ICT 建設機械により施工する。</u></p> <p><u>ア 3次元マシンコントロール建設機械（路面切削機）</u> <u>イ 3次元マシンガイダンス建設機械（路面切削機）</u> <u>ウ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</u> <u>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用デー</u></p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
	<p><u>タとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。</u></p> <p><u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（出来形管理）</u> <u>3次元マシンコントロールまたは3次元マシンガイダンス建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1）2）から選択して実施するものとする。</u> <u>1）TS等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>2）地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>また、3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3）により実施するものとする。</u> <u>3）施工履歴データを用いた出来形管理</u></p> <p><u>（5）3次元データの納品</u> <u>（1）（2）（4）により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>（対象工事）</u> <u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事（舗装工（修繕工））は、主たる工種が切削オーバーレイ工又は路面切削工で設計積算額が1,000万円以上（税込）となる案件の中から工事を発注する部署等が選択する。また、ICTによる舗装修繕工のうち、ICT路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業とする。</u></p> <p><u>（工事発注）</u> <u>第4条</u> <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>（ICT活用工事実施の推進のための措置）</u> <u>第5条</u></p>

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
	<p><u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</u></p> <p><u>(ICT活用工事の導入における留意点)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理監督、検査にあたっては、原則として、国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>(工事費の清算)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</u> <u>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びTS等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p> <p><u>(疑義について)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによるICT活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>(注意)</u></p> <p><u>○ ICT:Information and Communication Technologyの略「情報通信技術」</u></p> <p><u>○ 3次元マシンコントロール (MC)</u> <u>自動追尾式のTSやGNSSなどの位置計測装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データと現地地盤データとの差分に基づき、施工機械をリアルタイムに自動制御し施工を行うこと。</u></p> <p><u>○ 3次元マシンガイダンス (MG)</u></p>

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
	<p><u>自動追尾式の TS や GNSS などの位置情報装置を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工個所の設計データ現地盤データとの差分をオペレータに提供し、施工機械の操作をサポートすること。</u></p> <p><u>○ TS : Total Station (トータルステーション)</u> <u>距離を測る光波測距儀と角度を測るセオドライトを組み合わせて同時に測量できる機器。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工(修繕工)）（標準工）</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>本試行ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（舗装工(修繕工)）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセス全ての段階において ICT を活用する工事をいう。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(5) 3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（舗装工(修繕工)）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量</u> <u>起工測量とは、次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。</u></p> <p><u>ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ウ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>エ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u></p> <p><u>(2) 3次元設計データ作成</u> <u>発注図書と 3次元起工測量で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>(2)で作成した 3次元設計データを用いて、次に掲げるいずれかの ICT 建設機械により施工する。以下ア、イに示す ICT 建設機械により施工する場合、位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</u></p> <p><u>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該 サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>和7年3月31日 国土交通 省告示第240号) 付録1 測量機器検定基準 2-6 の性能における検定基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 3次元マシンコントロール建設機械（路面切削機）</u></p> <p><u>イ 3次元マシンガイダンス建設機械（路面切削機）</u></p> <p><u>ウ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</u> <u>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、</u> <u>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、</u> <u>または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。</u></p> <p><u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(出来形管理)</u> <u>3次元マシンコントロールまたは3次元マシンガイダンス建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下ア、イから選択して実施するものとする。</u></p> <p><u>ア TS等光波方式を用いた出来形管理</u></p> <p><u>イ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>また、3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下ウにより実施するものとする。</u></p> <p><u>ウ施工履歴データを用いた出来形管理</u></p> <p><u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4) により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</u></p> <p><u>(対象工事)</u> <u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事（舗装工（修繕工）は、「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」、「一般土木工事」及び「維持修繕工事」とする。</u> <u>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u></p>	

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)			R7 (現行)
【ICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象工種種別】			
<u>工事区分</u>	<u>工種</u>	<u>種別</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事 	舗装工	<u>切削オーバーレイ工</u> <u>路面切削工</u>	
<p><u>(工事発注)</u></p> <p><u>第4条</u> 本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。</p> <p><u>(ICT活用工事実施の推進のための措置)</u></p> <p><u>第5条</u> 発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</p> <p><u>(ICT活用工事の導入における留意点)</u></p> <p><u>第6条</u> 受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、川崎市土木工事共通仕様書、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p><u>(工事費の清算)</u></p> <p><u>第7条</u> (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。 なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 (2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p>			

川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p><u>I C T 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び T S 等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第 8 条</u></p> <p><u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン（法面工）（標準工）</u></p> <p><u>（趣旨）</u> <u>第1条</u> <u>本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（法面工）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>（定義）</u> <u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>（3）該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（5）3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（法面工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>起工測量において次に掲げるいずれかの方法により3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。</u> <u>また、法面工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。</u></p> <p><u>ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた起工測量</u></p> <p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書と3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（新規）</u></p>

川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改 正 後)	R7 (現 行)
<p><u>また、3次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 法面工の施工管理においては、3次元設計データ (TIN) 形式での作成は必須としない。</u></p> <p><u>現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>法面工においては該当なし</u></p> <p><u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(出来形管理)</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準 (出来形管理基準及び規格値) に基づき管理を行う。</u> <u>また、以下ア～エの出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、2 (5) によって納品するものとする。</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u> <u>ア 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>カ TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた出来形管理</u> <u>ク 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記ア～クの I C T 施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。</u> <u>(出来形管理基準及び規格値)</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記で定める計測技術を用い3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の出来形管理要領による。</u> <u>(出来形管理帳票)</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測 (管理) すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することと</u></p>	

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>する。</u> <u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</u></p> <p><u>(対象工事)</u> <u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施するICT活用工事は、「一般土木工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。</u> <u>対象工種 ICT活用工事の対象は、以下の工種とする。</u> <u>植生工：(種子散布)(張芝)(筋芝)(市松芝)(植生シート)</u> <u>(植生マット)(植生筋)(人工張芝)(植生穴)</u> <u>植生工：(植生基材吹付)(客土吹付)</u> <u>吹付工：(コンクリート吹付)(モルタル吹付)</u> <u>吹付法砕工</u> <u>落石雪害防止工</u></p> <p><u>(工事発注)</u> <u>第4条</u> <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書にICT活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>(ICT活用工事実施の推進のための措置)</u> <u>第5条</u> <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</u></p> <p><u>(ICT活用工事の導入における留意点)</u> <u>第6条</u> <u>受注者が円滑にICT活用工事を導入できるよう、ICT活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、川崎市土木工事共通仕様書、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定めるICT活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に</u></p>	

川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p><u>従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>（工事費の清算）</u></p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p><u>（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>第2条1（4）のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</u> <u>また、第2条1（4）のア、イ、ウ、エ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p> <p><u>（疑義について）</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン（付帯構造物設置工）（標準型）</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条</u> <u>本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（付帯構造物設置工）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>（3）該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（5）3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（付帯構造物設置工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、面計測を実施する。</u> <u>また、付帯構造物設置工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。</u></p> <p><u>ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた起工測量</u></p> <p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</u> <u>3次元設計データ作成は ICT 土工等と合わせて行うが、ICT 付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須とし</u></p>	<p><u>（新規）</u></p>

R8（改正後）	R7（現行）
<p><u>ない。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>付帯構造物設置工においては該当なし</u></p> <p><u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>(出来形管理)</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき管理を行う。</u> <u>また、以下ア～エの出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、2（5）によって納品するものとする。</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u> <u>ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた出来形管理</u> <u>ク モバイル端末を用いた出来形管理</u> <u>ケ 地上写真測量を用いた出来形管理</u> <u>(出来形管理基準及び規格値)</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。</u> <u>(出来形管理帳票)</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p> <p><u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</u></p> <p><u>(対象工事)</u> <u>第3条</u> <u>ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、「一般土木工事」、「アスファルト舗装工事」、「セメント・コンクリート舗装工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。</u> <u>対象工種 ICT活用工事の対象は、以下の工種とする。</u> <u>コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）</u></p>	

川崎市 ICT活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p> <u>(コンクリートブロック張)</u> <u>(連節ブロック張)</u> <u>(天端保護ブロック)</u> 緑化ブロック工 石積(張)工 側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (場所打水路工) 管渠工 暗渠工 縁石工 (縁石・アスカーブ) 基礎工 (護岸) (現場打基礎) 基礎工 (護岸) (プレキャスト基礎) 管路工 (管路部) プレキャストボックス工 (特殊部) ハンドホール工 集水桝工 集水桝・マンホール工 (集水桝工) 集水桝 (街渠桝)・マンホール工 (集水桝工) 場所打水路工 排水構造物工 (集水桝工) <u>※基礎工 (均しコンクリート、碎石基礎等) は含まれていません。</u> <u>2 ICT土工等と併せて実施すること。(単独では行わない。)</u> (工事発注) 第4条 <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</u> (ICT 活用工事実施の推進のための措置) 第5条 <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施 (各施工プロセスについて部分的実施は除く) し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</u> (ICT 活用工事の導入における留意点) 第6条 </p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>(工事費の清算)</u></p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u></p> <p><u>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>第2条1(4)のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</u> <u>また、第2条1(4)のア、イ、ウ、エ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p> <p><u>(疑義について)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改正後）	R7（現行）
<p style="text-align: center;"><u>川崎市 ICT 活用工事試行ガイドライン（擁壁工）（標準工）</u></p> <p><u>（趣旨）</u> <u>第1条</u> <u>本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（擁壁工）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。</u></p> <p><u>（定義）</u> <u>第2条</u> <u>本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの各段階において ICT を活用する工事をいう。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>（3）該当なし（ICT 建設機械による施工）</u> <u>（4）3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>（5）3次元データの納品</u></p> <p><u>2 ICT 活用工事（擁壁工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）3次元起工測量</u> <u>起工測量において次に掲げるいずれかの方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うことをいう。測量にあたっては、面計測を実施する。</u> <u>また、擁壁工の関連施工として ICT 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT 活用工事とする。</u></p> <p><u>ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた起工測量</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた起工測量</u></p> <p><u>（2）3次元設計データ作成</u> <u>発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。</u> <u>3次元設計データ作成は ICT 土工等と合わせて行うが、ICT 擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須と</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（新規）</u></p>

川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>しない。</u></p> <p><u>(3) ICT 建設機械による施工</u> <u>擁壁工においては該当なし</u></p> <p><u>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</u> <u>出来形管理にあたっては、川崎市土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）に基づき管理を行う。</u> <u>また、以下ア～エの出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、2（5）によって納品するものとする。</u></p> <p><u>(出来形管理)</u> <u>次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</u></p> <p><u>ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</u> <u>イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</u> <u>オ TS 等光波方式を用いた出来形管理</u> <u>カ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理</u> <u>キ RTK-GNSS を用いた出来形管理</u></p> <p><u>(出来形管理基準及び規格値)</u> <u>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本ガイドラインの対象外とする。</u></p> <p><u>(出来形管理帳票)</u> <u>現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</u></p> <p><u>(5) 3次元データの納品</u> <u>(1)、(2)、(4)により作成した3次元データを工事完成書類として電子納品することをいう。</u></p> <p><u>(対象工事)</u> <u>第3条</u> <u>本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、「一般土木工事」、「擁壁工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、以下に該当する工事とする。</u> <u>対象工種 ICT 活用工事の対象は、以下の工種とする。</u> <u>擁壁工</u> <u>※基礎工（均しコンクリート、砕石基礎等）は含まれません。</u></p> <p><u>(工事発注)</u></p>	

R8 (改正後)	R7 (現行)
<p><u>第4条</u> <u>本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。</u></p> <p><u>(ICT 活用工事実施の推進のための措置)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。</u></p> <p><u>(ICT 活用工事の導入における留意点)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、「川崎市土木工事共通仕様書」、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</u></p> <p><u>(工事費の清算)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。</u> <u>なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</u> <u>(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</u> <u>第2条1(4)のア、イ、ウ、エで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。</u> <u>また、第2条1(4)のア、イ、ウ、エ以外の面管理を実施した出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</u></p>	

川崎市 I C T活用工事実施ガイドライン（標準型） 新旧対照表

R8（改 正 後）	R7（現 行）
<p><u>（疑義について）</u> <u>第8条</u> <u>本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。</u></p>	